

【不祥事根絶に向けた本校の決意】（行動基準）

- 1 私たちは、法令を遵守します。
- 2 私たちは、常に教育公務員であるという自覚を持って子供たちの前に立ちます。
- 3 私たちは、保護者・市民に信頼されます。

不祥事根絶のための行動計画

尾道市立高須小学校

作成責任者 校長 豊田 浩矢

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	○不祥事は「いつでも、だれにでも起こりえる」という「当事者意識」を持った行動が十分ではない。 ○職員の年齢層や教職経験年数が低く、不祥事事例を具体的にイメージできにくい。	○服務研修の方法や内容等を見直し、より体験的な研修を実施して研修効果が実感できるようにする。 ○服務研修の事案について、自分が不祥事事案を発生させたとしたらと考えることで、当事者意識を持たせるようにする。	○ロールプレイや熟議等を取り入れ、具体的・体験的に考える。 ○当事者意識を持たせるため、研修担当者を教職員で分担し、全員が研修に主体的に関わることができるようにする。	○研修毎に振り返りを行い、自分の感じたことについて、その都度確認する。 ○前年度の反省を生かしながら、3月中に年間計画を作成する。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○不祥事の未然防止には「報・連・相」が欠かせないが、この動きが遅く組織的な対応に不安を感じることがある。 ○学校全体で、取り組むべき事項について、共通認識ができにくい。	○組織（チーム）でより仕事が効率的に進められることができるようにする。 ○実感を伴うような職務の軽減化や合理化を図る。 ○教職員同士の「報・連・相」が確実にできるようにする。	○学年で互いの仕事の進捗状況を確認し、特定の者に負担がかからないよう組織（チーム）でサポートする体制をつくる。 ○予定の早めの周知や見える化により、見通しを持って仕事ができるようにする。 ○「せっかくやるなら、楽しく！」を意識して仕事を行う。	○不祥事防止委員会で情報交換を行い、状況を把握する。 ○学校経営会議において、業務改善に係ることを議題にする。
相談体制の充実	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」について直接保護者等に説明ができず、掲示するだけに終わっている。 ○教職員間の相談体制が十分でない。	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知を繰り返し行い、児童・保護者等が相談しやすい体制をつくる。 ○教職員同士の相談体制の充実を行う。	○学校だよりや案内プリントで、相談窓口について保護者等に周知するとともに、校舎内全ての教室にポスターを掲示する。 ○経験の少ない若手教職員には、主に学年主任が相談担当者（メンター）となり、早期にかつ継続して相談ができるようにする。	○相談窓口やメンター制が機能しているか、面談等を行い確認する。